

汚泥肥料中の重金属管理について



汚泥肥料中の重金属管理について、汚泥肥料の生産業者は、全ての製品において、重金属の許容値を下回るよう生産することが求められています。そこで、安全な汚泥肥料を生産するため、農林水産省は「汚泥肥料中の重金属管理のための手引書 (2010年8月)」を作成しました。

これにより、汚泥肥料生産業者が自主的な管理を行い、重金属の含有量が許容値を超えないよう予防すると共に、供給を受ける農家等においても、安心して有用な有機質資源として、汚泥肥料の活用が促進されることが期待されています。

<<手引書の汚泥肥料管理方法の概要>>

- 対象とする肥料：下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料、混合汚泥肥料、焼成汚泥肥料、汚泥発酵肥料
- 対象項目と許容値(mg/kg)：重金属6項目
 ひ素(50)、カドミウム(5)、水銀(2)、ニッケル(300)、クロム(500)、鉛(100)
- サンプル検査計画の概要
 - 1)品質管理責任者の業務：品質管理責任者を定め業務と責任を明確にすることにより、迅速かつ効率的な対応を行います。
 - 2)簡易サンプリング方法の設定：簡易にサンプリングが行えるサンプリング法を選定します。
 - 3)自主管理基準値の設定：汚泥肥料の重金属を管理する際の自主的な重金属濃度の最大量を設定します。
 - 4)分析の精度管理：分析を委託する際に必要な分析の精度管理の内容を設定します。
 - 5)不適合時の製品の処置：汚泥肥料中の重金属濃度が自主管理基準値を超過した際の処置を定めます。



手引書の特徴

- 取り組むべき管理の方法や管理計画の策定方法をわかりやすく解説
- PDCAサイクルで継続的に改善・効率化できる
- 手引書付属の例に習い、書類等の作成が容易



参考資料：

- ・農林水産省 汚泥肥料中の重金属管理のための手引書、説明会資料及び農林水産省 HP
 手引書 http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/index.html
 パンフレット http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/pdf/panf.pdf
- ・独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)HP http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub1_1.html
- ・公益社団法人日本下水道協会 HP <http://www.jswa.jp/recycle/report/report02.html>

当社は2009年9月～11月の期間に、FAMIC^{※1}による汚泥肥料のサンプリング事業を受託した実績があります。その中では、認証標準物質を用い、本手引書にある分析方法の妥当性が確認され、結果が良好であることが示されました。

※1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

肥料取締法に基づく肥料分析をはじめ、廃掃法における重金属の溶出試験、その他製品分析等は是非当社におまかせ下さい。詳しくは、当社 **分析担当者 竹下、櫻内** (フリーダイヤル0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

